

## 新たな担い手の育成による生産基盤強化緊急対策

### 第1 趣旨

今後、人口減少社会が避けられない中で、食料の生産基盤を維持していくためには、現在の担い手ではカバーし切れない農地を担う新たな担い手を生み出していく必要がある。

このため、認定農業者及び市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者（以下「基本構想水準到達者」という。）等により構成された組織（以下「認定農業者等」という。）を設立し、新たな担い手を目指して就農しようとする者（以下「就農希望者」という。）の参画・育成を図ろうとする取組を支援し、地域農業の生産基盤の維持・強化を図る。

### 第2 目標

認定農業者等が、地域農業の持続性を確保するために、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を育成すること。

### 第3 事業の実施

#### 1 事業の実施方針

市町村が策定する市町村事業実施計画（別紙様式第1号。以下「市町村計画」という。）に基づき、認定農業者等が就農希望者の参画・育成を図るため、担い手育成計画（別紙様式第2号。以下「育成計画」という。）を定め、その達成に向けた取組に対して助成する。

#### 2 事業実施地区

本事業は、本事業の計画申請までに、地域計画が策定されている区域又は地域計画の策定に向けた工程表が策定され、令和5年度中に協議の場の設置を行う予定の区域を対象とする。

#### 3 事業実施主体

市町村とする。

#### 4 事業内容

##### (1) 助成対象者

本事業の助成対象者は以下のアからオまでの要件を全て満たす認定農業者等であること。

ア 地域計画で位置付けられることが確実な認定農業者又は市町村基本構想水準到達者を複数含む3名以上の農業者で構成されていること。ただし、上記の認定農業者及び市町村基本構想水準到達者を複数確保することが難しい場合は、1名は認定農業者又は市町村基本構想水準到達者とし、それ以外の1名は認定新規就農者、法人化が確実と見込まれる集落営農又は地域農業関係組織の役員（農事実行組合、多面的機能支払交付金の活動組織、水利組合、農業委員会、土地改良区等の地域農業に責任のある者）とすること。

イ 規約・定款を有し、構成員で機械等の共同利用、農作業の受託又は農業経営等を行うものであること。

ウ 市町村の策定する地域計画（案及び協議結果の取りまとめを含む。）に位置付けられること。

エ 集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知）の対象ではないこと。

オ 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）のうちサポート体制構築事業の対象ではないこと。

##### (2) 助成対象者及び事業実施主体の取組及び助成・補助の内容

###### ア 担い手育成計画の策定

助成対象者は、育成対象となる就農希望者を選定し、育成計画を策定する。なお、市町村等関係機関は、助成対象者の求めに応じて書類作成等のサポートを行うように努める。

###### イ 担い手育成計画の達成に向けた取組

助成対象者は、取組内容を記載した育成計画の達成に向けた取組を実施する。

###### ウ 助成対象となる経費及び補助率

イに係る助成対象となる経費及び補助率は、別表1に掲げるとおりとし、他の国の補助事業と重複して補助を受けないものとする。

#### 第4 成果目標

- 1 本事業の成果目標は、担い手の育成に関する目標とし、別表2の表に掲げる目標項目及び目標水準とする。
- 2 目標年度  
成果目標の目標年度は、第5の3の事業実施計画の承認のあった日の属する年度から起算して5年度目とする。

#### 第5 実施手続

- 1 事業実施主体は、助成対象者の育成計画を精査した上で、市町村計画を作成し、別紙様式第3号により都道府県知事に承認の申請をするものとする。  
作成に当たっては、以下について確認等するものとする。
  - (1) 助成対象者が位置付けられている地域計画や当該市町村における各種農業振興に関する計画等との整合に留意すること。
  - (2) 育成計画に記載された成果目標について、別表3のポイント配分基準表に基づきポイントを算定すること。
  - (3) 成果目標及び目標年度までの各年度の目標の設定根拠、当該年度に実施予定の取組の積算根拠等について、客観的な資料により確認すること。
- 2 都道府県知事は、1により提出されたものについて精査した上で、都道府県事業実施計画（別紙様式第4号。以下「都道府県計画」という。）を作成し、別紙様式第3号により地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）へ承認の申請をするものとする。  
なお、申請に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを十分に確認するものとする。
  - (1) 助成対象者の取組が、地域のモデル的な取組としての担い手の育成効果の発現が見込まれるものであること。
  - (2) 成果目標が助成対象者の取組内容に関連するものであり、当該助成対象者及びその実施地区の発展につながるものであること。  
また、市町村が算定したポイントに係る成果目標の設定根拠及び現状の根拠が明確となっているものであること。
  - (3) 就農希望者が目標地区に位置付けられることが確実と判断できること。
  - (4) 就農希望者は認定農業者又は市町村基本構想水準到達者でないこと。これらを目指す意思を有することが確認できること。
  - (5) 現在、就農希望者は農業法人等との雇用契約を結んでいないこと。
  - (6) 助成対象となる事業内容が、第3の4の(2)のイの規定に適合するものであること。
- 3 地方農政局長等は、2により提出された内容を審査し、適当と認められる場合には、その計画を承認し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。
- 4 都道府県知事は、3によりその内容が適当と認められる旨の通知を受けたときは、事業実施主体に対して、速やかに承認した旨の通知をするものとする。

#### 第6 事業の着手

- 1 本事業は、原則として、事業実施主体が、助成対象者に対して助成金の交付の決定を行った後の取組を対象とする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があると認められるときは、事業実施主体である市町村が定める交付規則等における交付決定前着手に関する規定に基づき、助成対象者は事業実施主体に交付決定前着手届を提出している場合に限り、交付決定前に着手することができるものとする。
- 2 事業実施主体は、助成対象者が1により交付決定前に事業に着手する場合は、事業の内容が明確となり、かつ、助成金の交付が確実となってから着手するよう指導するものとする。  
また、この場合、交付決定までのあらゆる損失費用は助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。  
なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に交付決定前着手届の日付及び着手の年月日等を記載するものとする。

- 3 事業実施主体は、助成対象者が1により交付決定前に着手する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限にとどめるよう助成対象者を指導するほか、着手の後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。
- 4 事業実施主体は、助成対象者が本事業に着手した場合には、助成対象者に着手届を提出させるものとする。ただし、1の交付決定前着手届を提出している場合は、この限りではない。
- 5 都道府県知事は、事業実施主体に助言・指導を行うことにより、適正な事業の執行が図られるよう努めるものとする。

## 第7 市町村事業実施計画の重要な変更

市町村計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、第5の手続に準じて行うものとする。

なお、これに該当しない変更にあたっては、事業の実施状況、社会・経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。また、都道府県知事は、これらを掌握して適切に助言・指導等を行うよう努めるものとする。

- (1) 成果目標の変更
- (2) 助成対象者の変更
- (3) 助成対象者の事業内容の新設
- (4) 就農希望者の変更

## 第8 事業の完了

事業実施主体は、助成対象者が当該年度の事業を完了した場合には、事業完了届を提出させるものとする。この場合、市町村は当該事業完了届に基づく出来高の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

## 第9 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、実施計画の承認年度から目標年度前年度までの間における毎年度、助成対象者から成果目標の達成に向けた各年度の目標達成状況の報告を受け、当該目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、目標達成状況報告書（別紙様式第5号）により都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1による報告を受けた場合は、その内容について点検し、成果目標の達成に向けて必要と判断したときは、事業実施主体に指導等を行うものとする。  
都道府県知事は、この点検結果及び指導内容を点検評価等報告書（別紙様式第6号）により地方農政局長等に、翌年度の7月末までに報告するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2による報告を受けた場合は、当該年度における目標の達成状況の点検を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、その点検結果及び指導内容を点検評価等報告書（別紙様式第7号）により農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）に報告するものとする。
- 4 事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長等は、目標の達成状況及び点検結果を取りまとめ、公表するものとする。なお、経営局長にあつては、3による地方農政局長等からの報告を取りまとめ、公表するものとする。
- 5 地方農政局長等は、2による報告のほか、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、事業実施状況等について報告を求めることができるものとする。

## 第10 対策の評価

- 1 事業実施主体は、目標年度の翌年度に助成対象者から成果目標の達成状況の報告を受け、当該成果目標に係る実績を客観的な資料により確認した上で、目標年度における実施計画に定められた成果目標等の達成状況について自ら評価し、その達成状況を目標達成状況報告書（別紙様式第5号）により都道府県知事に報告するものとする。  
事業実施主体は、成果目標が達成されていない場合には、助成対象者ごとに、その理由及び目標達成に向けた改善措置等を目標未達成理由等の報告書（別紙様式第8号）により整理して、都道府県知事に併せて報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の報告を受けた場合は、その内容について点検評価し、実施計画に定められた当該年度における成果目標が達成されていないとき及びその他必要と判断したときは、事業実施主体

に対して改善計画を提出させるなど、適切な指導を行うとともに、その点検評価結果及び指導内容を点検評価等報告書（別紙様式第6号）により地方農政局長等に、目標年度の翌年度の7月末までに報告するものとする。

- 3 都道府県知事は、2の指導を行った結果、実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されない場合には、目標年度の翌々年度までには当該成果目標が達成されるよう事業実施主体に対し、継続的に助言・指導を行うものとする。

なお、都道府県知事は、助言・指導等を行った結果、目標年度の翌々年度までに当該成果目標をおおむね達成することが困難であると認められる場合等は、事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるものとする。

ただし、当該成果目標に係る実績が天災その他の外的要因により大幅に変動したと認められる場合は、期間を延長した上で成果目標の変更等適切な措置を講ずるものとする。

- 4 地方農政局長等は、2による報告を受けた場合は、成果目標の達成状況の評価を行うこととし、この結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、その点検評価結果及び指導内容を点検評価等報告書（別紙様式第7号）により経営局長に報告するものとする。
- 5 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事及び地方農政局長等は、その結果を公表するものとする。なお、経営局長にあつては、4による地方農政局長等からの報告を受けた評価結果を取りまとめ、公表するものとする。

## 第11 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 都道府県知事は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、各種説明会等を通じ、事業実施主体及び助成対象者に対し、本事業の趣旨及び履行すべき内容等について十分な周知を図るものとする。
- 2 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、本事業の実施に関し、補助金適正化法その他の法令及びこの要綱の執行のため、必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は本事業の適正な推進を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。
- 3 地方農政局長等は、本事業の実施に関し、監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果違反の事実があると認めるときは、都道府県知事に対し、その違反を是正するため、必要な限度において、取るべき措置を講ずるよう指導することができる。
- 4 地方農政局長等は、都道府県知事に対し、本事業の効果等の検証・説明を目的として、調査、報告又は資料の提出を求めるとともに、必要に応じて指導監督等の措置を講ずることができる。  
また、事業実施主体及び助成対象者は、都道府県知事が行う調査、報告又は資料の提出に協力するものとする。
- 5 事業実施主体は、就農希望者の確保を含めて助成対象者へ助言・指導する場合、必要に応じて農業経営・就農支援センター等と連携して行うものとする。
- 6 事業実施主体は、本事業の実施に係る関係書類等を電子メールにより提出させるなど事務負担の軽減に努めるものとする。

## 第12 国の助成措置等

国は、本事業に対する要望の把握に努めるとともに、配分予定額の範囲内で、以下により算定された配分額を都道府県に配分するものとする。

- (1) 事業実施主体は、育成計画に記載された成果目標等の取組を別表3のポイント配分基準表に基づきポイント化し、そのポイントを合計して採択ポイントを算定する。
- (2) 国は、算定された採択ポイントの高い取組から順に採択することとし、採択する取組の第3の1の取組に係る補助金の要望額を配分額とする。

## 第13 関係書類の整備

助成対象者、事業実施主体及び都道府県は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、次の1から4までに掲げる関係書類等を整備及び保存しておくものとする。

### 1 計画書関係

#### 【助成対象者の場合】

- (1) ポイント配分基準に基づくポイントの根拠となる資料
- (2) 成果目標に係る現状及び事業実施年度から目標年度までの各年度の目標の設定に関する資料

## 別表 2

## 成果目標の目標水準

目 標 項 目		目 標 水 準 (採択年度から目標年度の目標)
助成対象者	(1) 高収益作物等の導入・拡大	高収益作物や有機農産物の導入・拡大に取り組み、販売金額を増加させる。
	(2) 多品目栽培の実施	高収益作物の品目数を増加させる。
	(3) 加工品や直売等の導入・拡大	加工品や直売等に取り組み、販売金額を増加させる。
就農希望者	(4) 地域計画の目標地図に位置付けられること	就農希望者が地域計画の目標地図に位置付けられる。

※ (4) の成果目標は必須。

## 別表 3

## ポイント配分基準表

## ○就農希望者ポイント（就農希望者 1 人につき）

項 目	点 数
(1) 就農希望者が60歳以下である	年齢に応じて加点 60歳以下である・・・1点 50歳以下である・・・3点 40歳以下である・・・5点

## ○取組ポイント

項 目	内 容	点数
(1) 高収益作物等の導入・拡大	目標年度までに高収益作物や有機農産物の導入・拡大に取り組むことによりこれらに係る販売金額が増加する。	高収益作物等の販売額の増加に応じて加点 50万円以上・・・1点 100万円以上・・・2点 150万円以上・・・3点 200万円以上・・・4点 250万円以上・・・5点
(2) 多品目栽培の実施	目標年度までに高収益作物の品目数を拡大する。	品目数の増加に応じて加点 1品目・・・1点 2品目・・・2点 3品目以上・・・5点
(3) 加工品や直売等の導入・拡大	目標年度までに加工品や直売等の導入・拡大に取り組むことによりこれらに係る販売金額が増加する。	加工品や直売等の販売額の増加に応じて加点 50万円以上・・・1点 100万円以上・・・2点 150万円以上・・・3点 200万円以上・・・4点 250万円以上・・・5点
(4) 研修計画の作成	育成計画に、就農に必要な知識や技術を習得できる研修計画を作成することとしている。	2点
(5) 販売管理手法等の習得	育成計画に、就農希望者に対して、組織の認定農業者等の有する①販路や②販売管理手法を習得できる実習が含まれている。	①と②で5点 いずれかの場合は2点
(6) 組織の育成体制	定款・規約において、就農希望者を支援するための複数の担当者あるいは部署が決まっている。	2点

○地域ポイント

項目	点数
(1) 中山間地ルネッサンス事業の対象地区である※	5点
(2) 地域計画が策定されている	協議が行われ、その結果を取りまとめている・・・2点 目標地図の素案が作成されている・・・・・・・・・・4点 地域計画（案）が策定されている・・・・・・・・・・5点

※中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）の第3の3のアからシまでに掲げる地域に所在する助成対象者の取組。